

鳥取県告示第553号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年9月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アプローズ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
護田 裕子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉岡温泉町268
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域にあって様々な生きにくさを抱えている方を対象に、相談や生活支援をはじめ体験・交流の場を提供し、人と人または資源と資源の間を円滑に「繋ぐ」役割を担い、誰もが認め合い助け合いながら安心して健やかに暮らせる地域作りに寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業